ご自分で市町村民税を払っている場合（特別徴収以外）

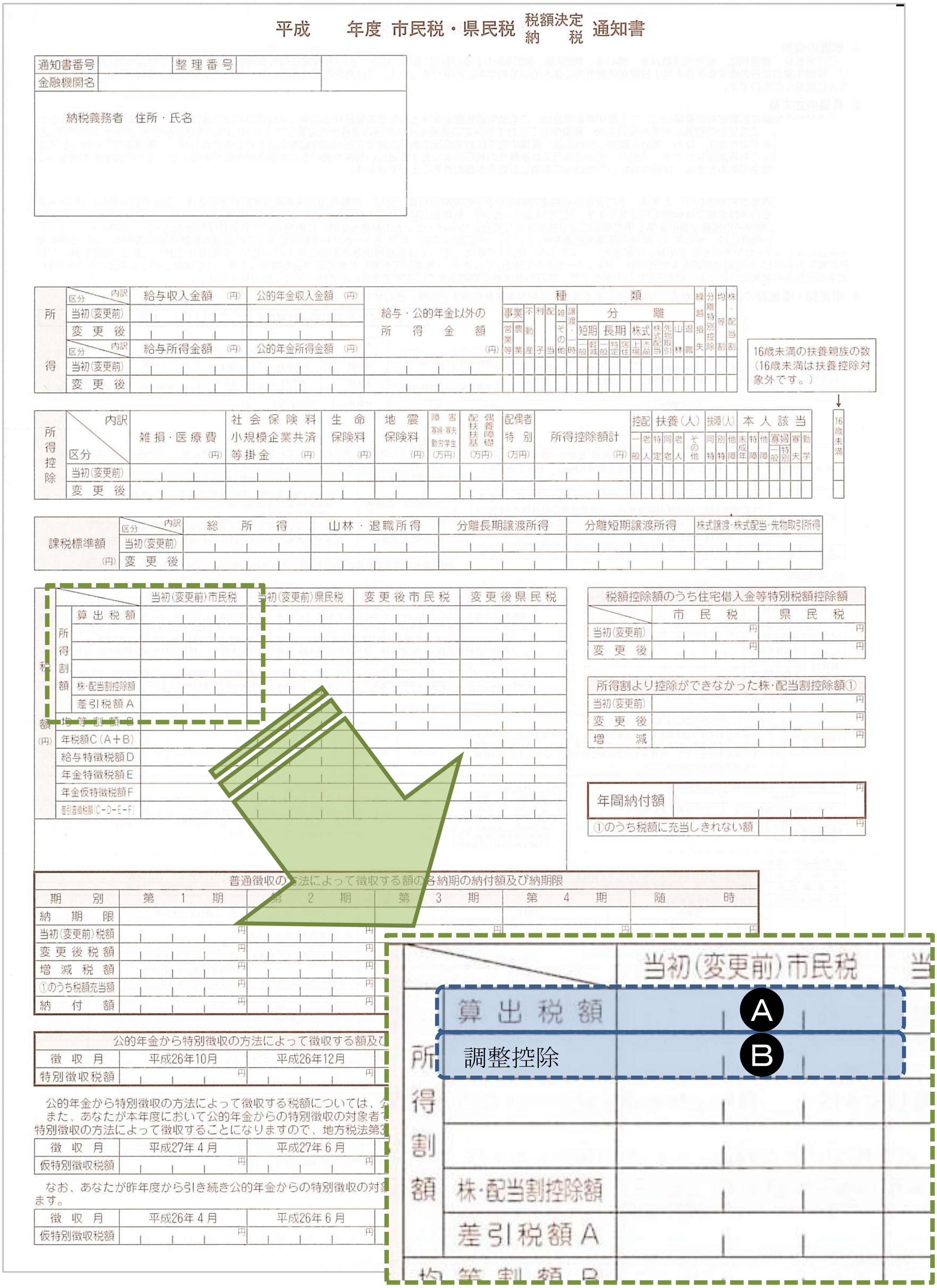

平成　　年度 市民税・県民税 税額決定・納税 通知書

通知書番号		整理番号	
金融機関名			

納税義務者 住所・氏名

所得 区分＼内訳	給与収入金額（円）	公的年金収入金額（円）	給与・公的年金以外の所得金額（円）
当初（変更前）			
変更後			
区分＼内訳	**給与所得金額（円）**	**公的年金所得金額（円）**	
当初（変更前）			
変更後			

種類：事業 営業等／農業／不動産／利子／配当／雑／譲渡・その他／一時／分離：短期 一般・軽減、長期 一般・特定・居住、上場株式等、株式配当、先物取引、山林、退職／繰越損失／分離特別控除／均等割／株・配当割

16歳未満の扶養親族の数（16歳未満は扶養控除対象外です。）

所得控除 区分＼内訳	雑損・医療費（円）	社会保険料 小規模企業共済等掛金（円）	生命保険料（円）	地震保険料（円）	障害 寡婦 寡夫 勤労学生（万円）	配偶 扶養 基礎（万円）	配偶者特別（万円）	所得控除額計（円）	控配 一般・老人	扶養（人） 一般・特定・同老・老人・その他	扶障（人） 同特・別特・他	本人該当 未成年・特障・他障・寡婦一般・寡婦特別・寡夫・勤学	16歳未満
当初（変更前）													
変更後													

課税標準額（円） 区分＼内訳	総所得	山林・退職所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式譲渡・株式配当・先物取引所得
当初（変更前）					
変更後					

税額（円）	当初（変更前）市民税	当初（変更前）県民税	変更後市民税	変更後県民税
所得割額 算出税額				
所得割額				
所得割額				
所得割額				
所得割額 株・配当割控除額				
所得割額 差引税額A				
均等割額B				
年税額C（A＋B）				
給与特徴税額D				
年金特徴税額E				
年金仮特徴税額F				
差引普徴税額（C−D−E−F）				

税額控除額のうち住宅借入金等特別税額控除額	市民税	県民税
当初（変更前）	円	円
変更後	円	円

所得割より控除ができなかった株・配当割控除額①	
当初（変更前）	円
変更後	円
増減	円

年間納付額	円
①のうち税額に充当しきれない額	円

普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	随時
納期限					
当初（変更前）税額	円	円	円	円	円
変更後税額	円	円			
増減税額	円	円			
①のうち税額充当額	円	円			
納付額	円	円			

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の

徴収月	平成26年10月	平成26年12月
特別徴収税額	円	円

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する税額については、

また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者

特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第3

徴収月	平成27年4月	平成27年6月
仮特別徴収税額	円	円

なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対

ます。

徴収月	平成26年4月	平成26年6月
仮特別徴収税額	円	円

		当初（変更前）市民税
所得割額	算出税額	Ⓐ
所得割額	調整控除	Ⓑ
所得割額		
所得割額		
所得割額	株・配当割控除額	
所得割額	差引税額A	
均等割額B		

保育料の算定に用いる市町村民税（所得割額）は、Ⓐ（算出税額）からⒷ（調整控除）を引いた額を目安としてください。

※調整控除は、控除がある場合のみ表示されています。